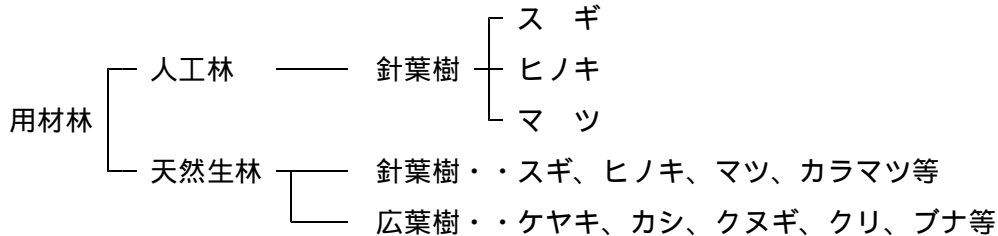


## 用材林補償積算要領

### 1. 定義

用材林とは、建築・家具等の木材の用に供するものとして予定されている立木の集合体で、燃料用途以外のものをいう。

### 2. 分類及び対象樹種



注）天然記念物、銘木及び特殊な樹種（キリ等）については、地域の実情を勘案のうえ別途算出するものとする。

### 3. 補償の基本的な考え方

#### （１）取得補償と伐採補償

林業経営を取り巻く社会・経済の状況等を勘案し、次の場合については取得補償できるとするが、それ以外は伐採補償とする。

##### 1）事業に必要な場合以外で、取得することができる立木 [損失補償基準第17条第2項](#)

土砂の流出、崩落等の防止のために、事業の用に供するまで残存すべきと認められる場合（[林業振興法第37条第1項](#)）

事業の用に供するまで相当の期間がかかるため、立木を移転してしまうと相当の維持管理費が必要となる場合（[林業振興法第37条第2項](#)）

適正な管理が行われていないと認められる場合（[林業振興法第37条第3項](#)）

##### 2）伐採に代えて取得することができる立木 [損失補償基準第39条第3項](#)

伐採搬出することにより、林家収益が赤字となる場合（[林業振興法第39条第3項](#)）

#### （２）管理程度に応じた補正

適正な管理が行われていない放匿山林等の立木の取得において、管理程度に応じ補償額を減額補正する。[損失補償基準第17条第3項](#) [損失補償基準第39条第5項](#)

### 4. 損失補償積算上（損失補償算定標準書作成上）の考え方

取得補償と伐採補償の算出式は以下のとおり。

#### （１）取得補償

##### 1）適正に管理されている立木

【算出式】

伐期末到達で 市場価格の ない場合	補償額 = 林木費用価 ( H k m )
伐期末到達で 市場価格の ある場合	・林家収益が黒字( プラス )の林齢帯 補償額 = 林木期望価( H e m )
	・林家収益が赤字 ( マイナス ) の林齢帯 補償額 = 林木費用価 に準じて算定した額 伐期収入が上限
伐期到達後立 木	補償額 = 山元立木価格 ( H m )

2 ) 適正な管理が行われていない立木

【算出式】

伐期末到達で 市場価格の ない場合	補償額 = 林木費用価 ( H k m ) × 管理程度補正率 市場価格のある立木の山元立木価格の最低金額が上限
伐期末到達で 市場価格の ある場合	・林家収益が黒字( プラス )の林齢帯 補償額 = 林木期望価( H e m ) × 管理程度補正率
	・林家収益が赤字 ( マイナス ) の林齢帯 補償額 = 林木費用価 に準じて算定した額 × 管理程度補正率 当該林齢における山元立木価格が上限
伐期到達後立 木	補償額 = 山元立木価格 ( H m ) × 管理程度補正率

1 )、2 )とも林木費用価の算定においては、地価、管理費資本及び造林費に係る費用を対象に物価変動に伴う補正額により積算を行う。